平成２５年度

支援情報管理装置クライアント等改修

仕　　様　　書

平成２６年１月

第四管区海上保安本部

第一章　概　要

１　総　　則	本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する第三章に記載の各仕様書及びその他関係法令に基づく請負契約について適用する。
２　契約件名	支援情報管理装置クライアント等改修
３　改修概要	本改修は、名古屋港海上交通センターの支援情報管理装置の構成機器の機能を改修するもので、次の作業から構成される。 (1) クライアント改修 (2) データベースサーバー改修 (3) 総合試験調整
４　改修機器	支援情報管理装置（名古屋通信工業㈱製） 担当者連絡先：052-452-4172
５　改修場所	名古屋港海上交通センター 名古屋市港区金城ふ頭3-1
６　改修期間	契約の日から平成２６年３月２５日
７　改修仕様	(1) 一般共通事項 第二章　一般共通事項のとおり。 (2) 特記仕様 第三章　改修仕様のとおり。
８　検　　査	検査は機器改修後の試験調整の完了時に行う。 給付の終了にあたっては、当本部が指定する検査職員の検査を受けること。
９　そ の 他	本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には当本部担当職員と協議し、その指示に従うこと。

第二章　一般共通事項

１　適用事項	改修実施に際しては、設計図書に従い行う。
２　設計図書	設計図書とは、仕様書及び図面（仕様書及び図面に対する質問回答書を含む）をいう。
３　監督職員	監督職員とは、請負契約書に規定する監督職員をいう。
４　疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
５　現場代理人および主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を改修着工前までに監督職員に提出する。
６　作業現場の安全衛生管理	作業現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別途責任者が定められた場合は、これに協力し、当該責任者の経歴書を添えて監督職員に報告する。 作業現場においては、常に整理整頓を行い、特に墜落のおそれのある危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。
７　災害及び公害の防止	作業に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 なお、第三者に対し損害を与えた場合、請負者は適正な補償をしなければならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
８　臨機の処置	災害又は公害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

９　養生	既存部分、作業済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生を行う。
10　後片付け	作業完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
11　実施工程表	着手に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受ける。
12　施工計画書	着手に先立ち、作業別に、材料、方法、品質管理、安全管理体制・安全対策等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
13　作業	作業は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図等に従って行う。
14　作業の検査	監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。
15　作業の立ち会い	監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員が特に指示する場合。
16　作業報告	作業の進捗、材料の搬入、搬出、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書の写しを毎週作成し、監督職員に提出し、本紙を「19 完成図書」に添付する。
17　作業写真	デジタルカメラにより、着工前から作業完了まで、作業順に撮影し、整理・編集後「19 完成図書」に掲載する。
18　竣工検査	現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合の他は、監督職員の指示に従い請負者負担において適切な措置を講じなければならない。

19　完成図書	改修完了後に完成図書を提出する。
20　非常の処置	本作業中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。作業上、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て作業を行うものとする。
21　安全管理	(1) 請負者は、事故又は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知し、再発防止策を講じなければならない。 (2) 請負者は、作業にあたっては、作業区域の標示及び関係者へ通知など、必要な安全対策を講じ、当該安全対策を監督職員に報告しなければならない。
22　異常現象への対応	請負者は、作業途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じ、講じた措置を監督職員に報告しなければならない。 (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、必要な防災体制を確立しておかなければならない。 (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。 (3) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、災害防止のための措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。
23　事故災害報告	請負者は、作業中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
24　損害補償	作業に当たり、工作物・官給品・第三者に損害を与えた場合は、請負者の負担において補償する。

25　改修作業関係 連絡先	(1)　第四管区海上保安本部 交通部　整備課 〒455-0032　名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 ℡　052-661-1611　内(2664) (2)　名古屋港海上交通センター　整備課 〒455-0848　名古屋市港区金城ふ頭 3 丁目 1 番 ℡ 052-398-0711

第三章　改修仕様

本文に記載されていない事項や詳細については、次に示す基準等に従い実施する。

(1) 電波法及びこれに基づく命令等
(2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令等
(3) その他、改修に関連する法令及びガイドライン等
(4) 支援情報管理装置及び関連機器の機器取扱説明書

１　概要	本改修は、名古屋港海上交通センターの支援情報管理装置のクライアント及びデータベースサーバーを改修し、機能の向上を図るものである。本装置の総合系統図を図１に示す。
２　留意事項	名古屋港海上交通センターの既設システムは運用中であることから、本改修にあたり運用への影響が最小となるよう工程を作成し、実施すること。
３　クライアント改修	(1)　無線業務日誌（日本語、英語）画面に「行き会い管制船舶」の列を追加すること。（図２参照） (2)　放送実績データ編集画面に「行き会い管制船舶」の入力フィールドを追加すること。（図３参照） (3)　情報課当直日誌に「行き会い管制船舶」の行の追加及び印刷プレビュー画面に「行き会い管制船舶」の行を追加すること。（図４、５参照） (4)　情報課当直日誌のファクシミリサービス欄の削除及び印刷プレビュー画面のファクシミリサービス欄を削除すること。（図４、５参照） (5)　情報提供業務実績画面に「行き会い管制船舶」の行の追加及び印刷プレビュー画面に「行き会い管制船舶」の行を追加すること。（図６、７参照） (6)　情報提供業務実績画面のファクシミリサービス欄の削除及び印刷プレビュー画面のファクシミリサービス欄を削除すること。（図６、７参照） (7)　一般情報提供業務実施状況（日本語、英語）画面に「管制情報行き会い管制船舶」の列を追加すること。（図８参照）

	(8)　抽出条件選択の「抽出条件追加」画面の「条件」に指定条件以外を抽出可能とするための「を除く」の項目を追加すること。（図９参照） (9)　「抽出条件選択」画面の「抽出条件」を編集可能とするため、右クリック又は「抽出条件修正」ボタンにより編集可能とすること。（図１０参照） (10)　「抽出条件選択」画面の「抽出条件名」を削除可能とするため、「条件削除」ボタンにより削除可能とすること。（図１１参照）
４　データベースサーバー改修	３項のクライアントのインターフェース変更に係る機能を実装するため、下記の改修を行うこと。 (1)　行き会い管制船舶の隻数の保存用フィールドを作成する。 (2)　抽出条件修正に対応したデータベーステーブルを作成する。 (3)　ファクシミリサービス統計用のフィールドを削除すること。
５　総合試験調整	上記３、４の作業終了後、関連する全装置が正常に連携動作すること、かつ連続稼動することを確認し、必要であれば調整を行うこと。
６　研修等	作業終了後、名古屋港海上交通センター職員に対し、本装置改修に関する説明会を実施すること。なお、説明会に使用する資料及び機器等は請負者側が準備すること。
７　取扱説明書等の更新	改修に係る部分の取扱説明書の内容の変更を行い、差し替えにより更新すること。また、当該取扱説明書に添付されている同書が収録されたＣＤ－ＲＯＭ及びソフトウェアソースファイル（プロジェクトファイルを含む）ＣＤ－ＲＯＭを更新すること。（収録媒体はＤＶＤ－ＲＯＭでも可能）

８　その他	本改修に係る必要な情報については、第四管区海上保安本部交通部整備課、又は請負業者の責任において名古屋通信工業㈱に問い合わせること。

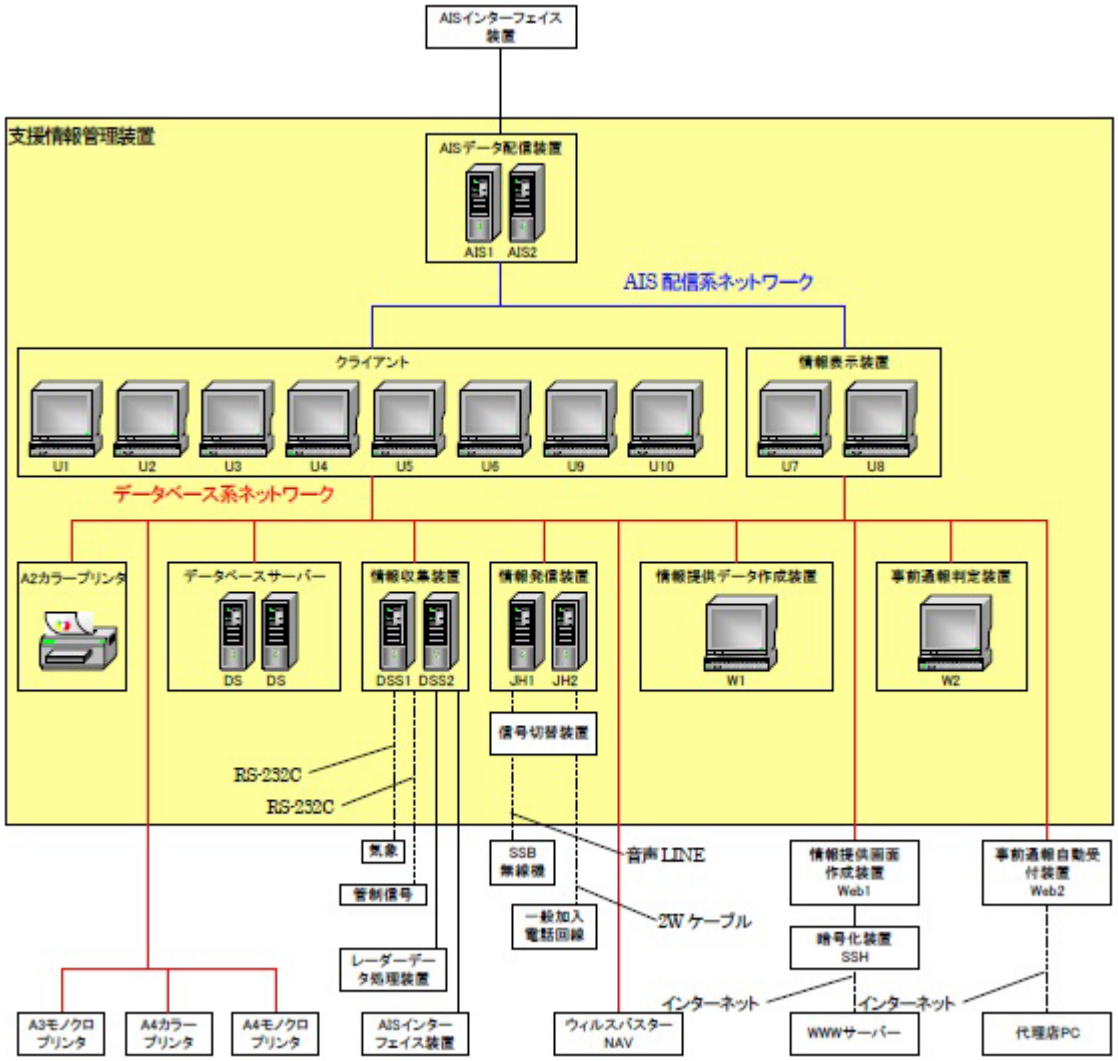

図1　支援情報管理装置総合系統図

管制船舶の右側に「行き会い管制船舶」の列を追加

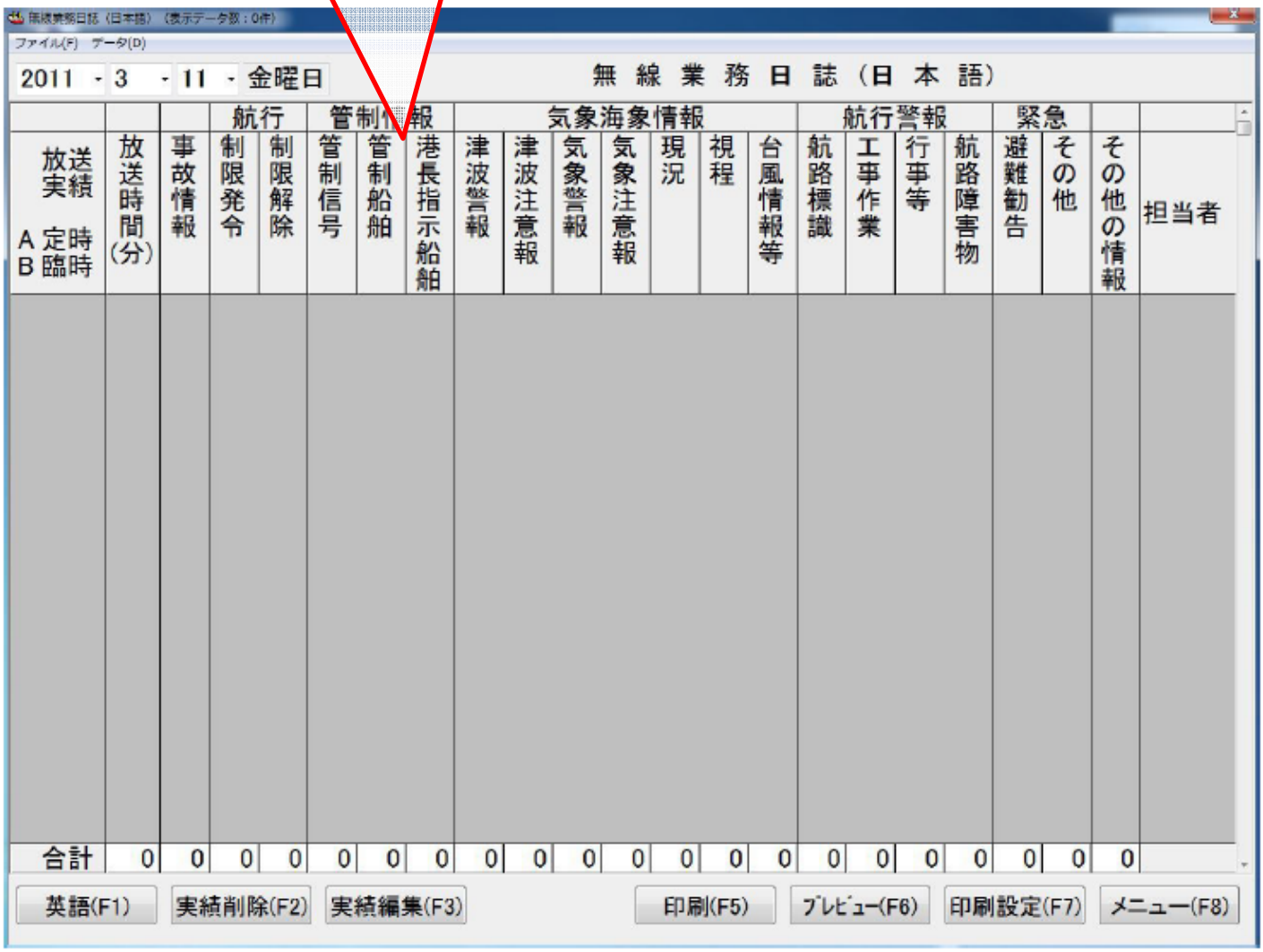

図2　無線業務日誌（日本語）画面

行き会い管制船舶の編集機能の追加

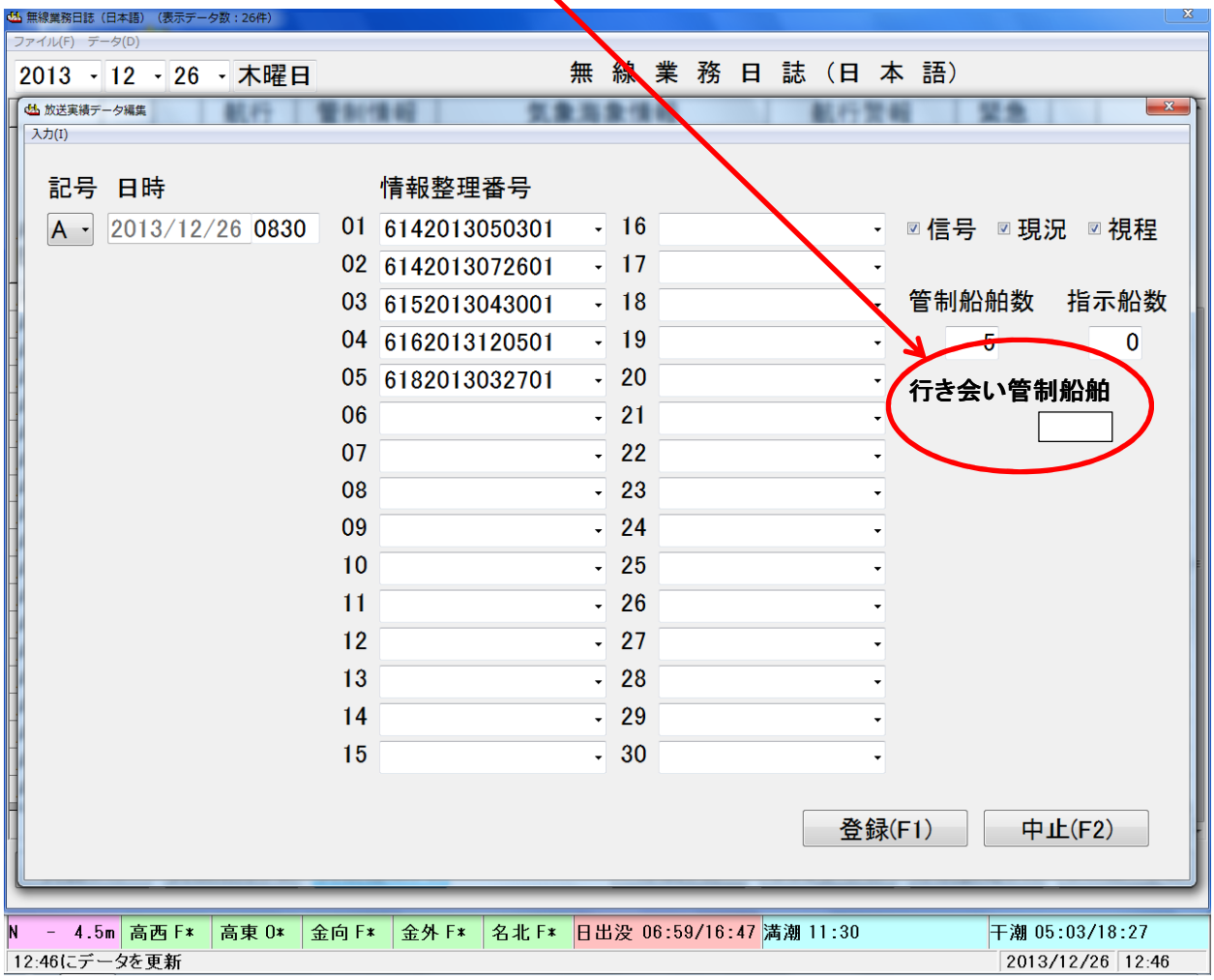

図3　放送実績データ編集画面

管制船舶（隻数）の下に「行き会い管制船舶」の行を追加

削除

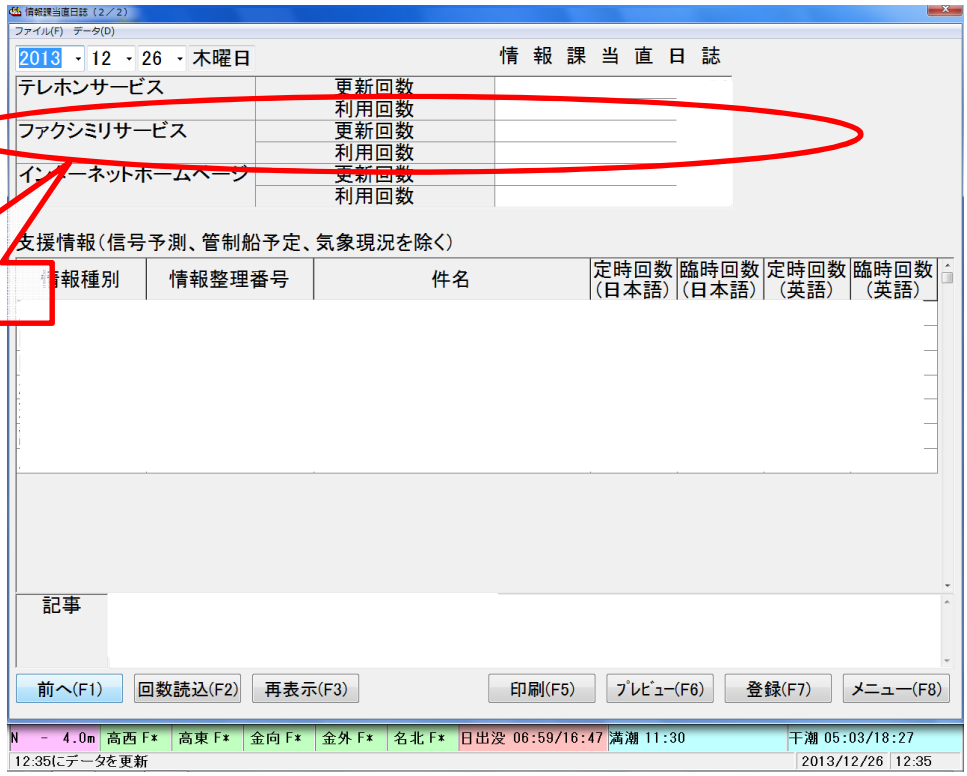

図4　情報課当直日誌画面

管制船舶（隻数）の下に「**行き会い管制船舶**」の行を追加

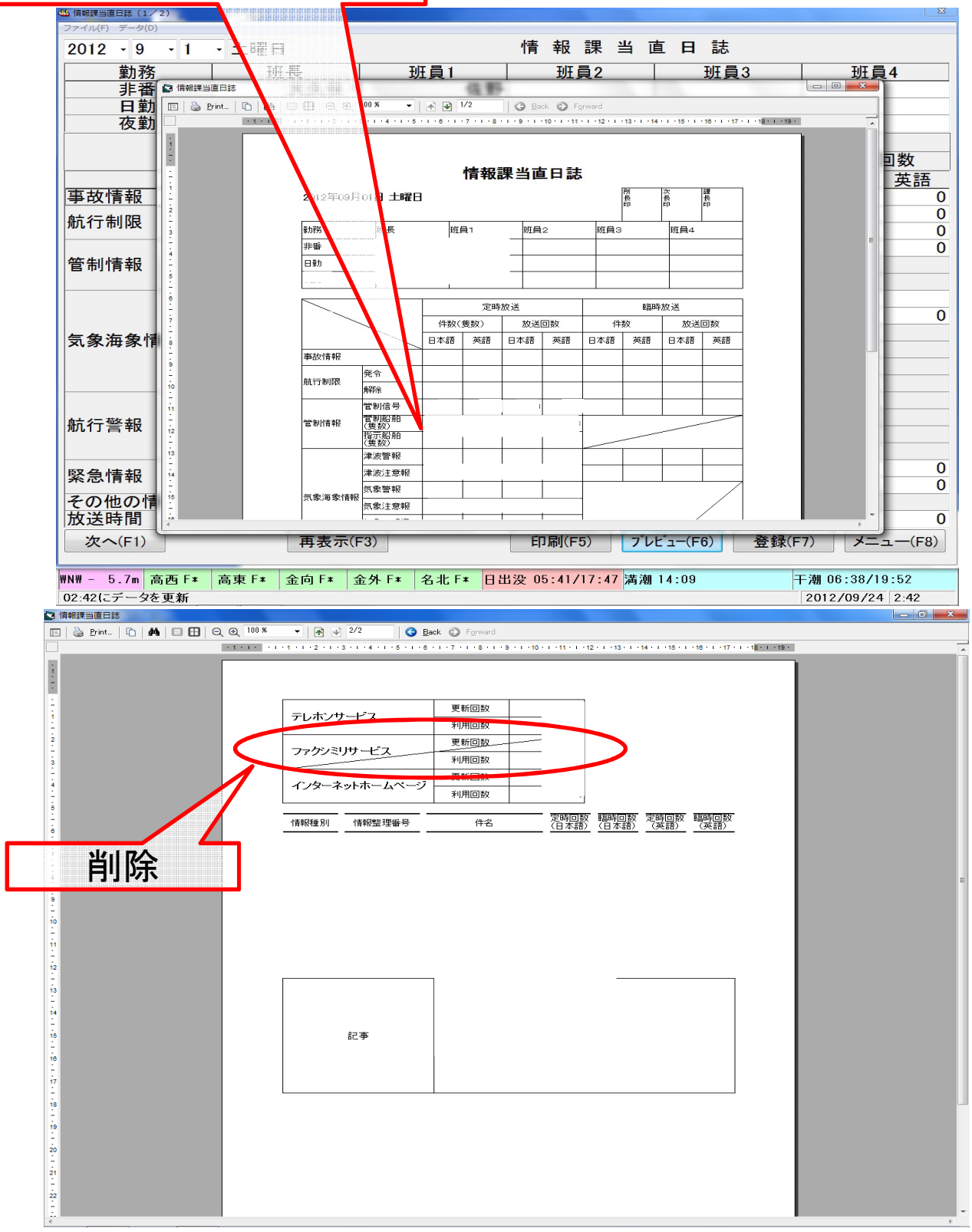

図5　情報課当直日誌印刷プレビュー画面

管制船舶の下側に「**行き会い管制船舶**」の行を追加

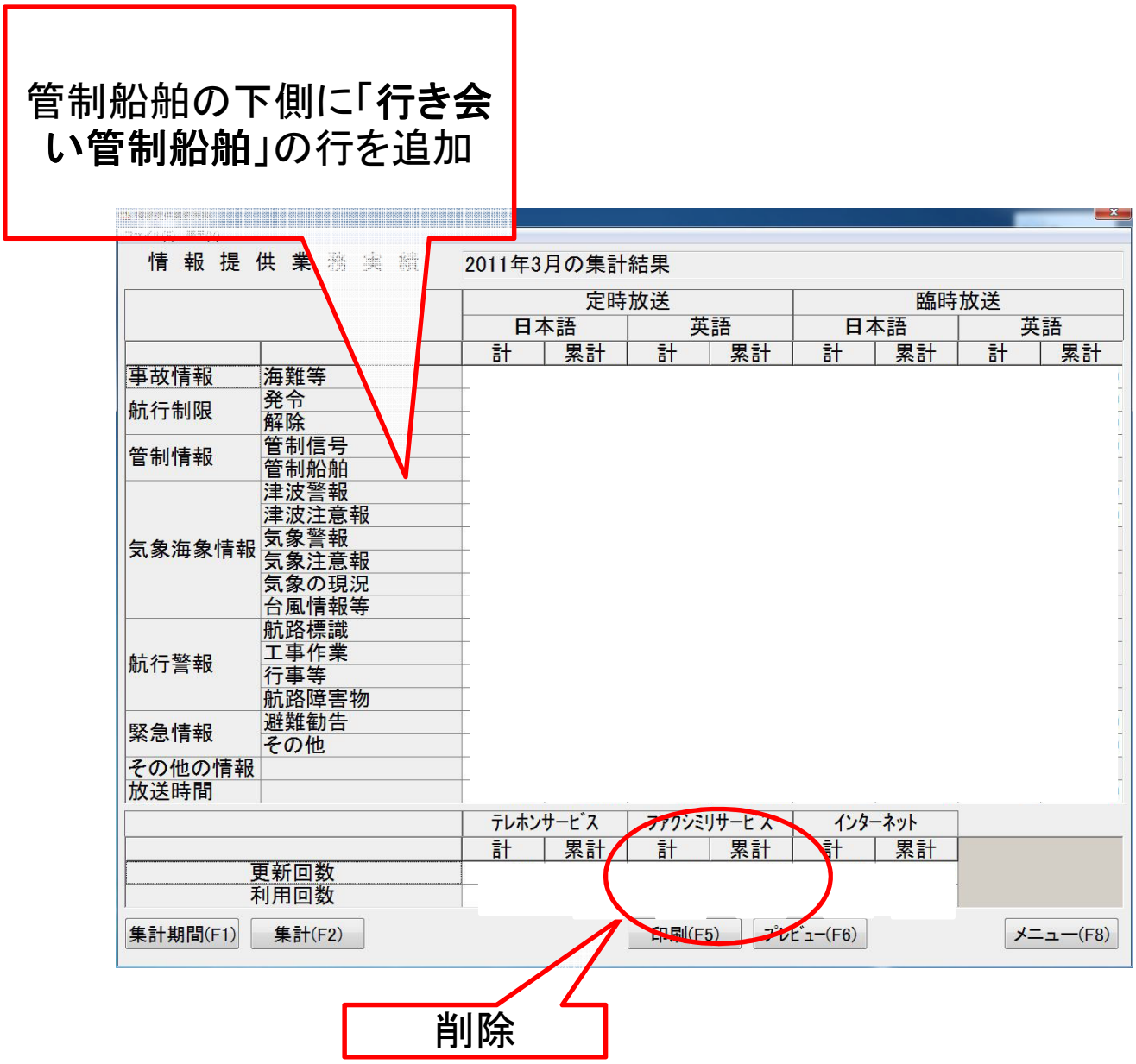

図6　情報提供業務実績画面

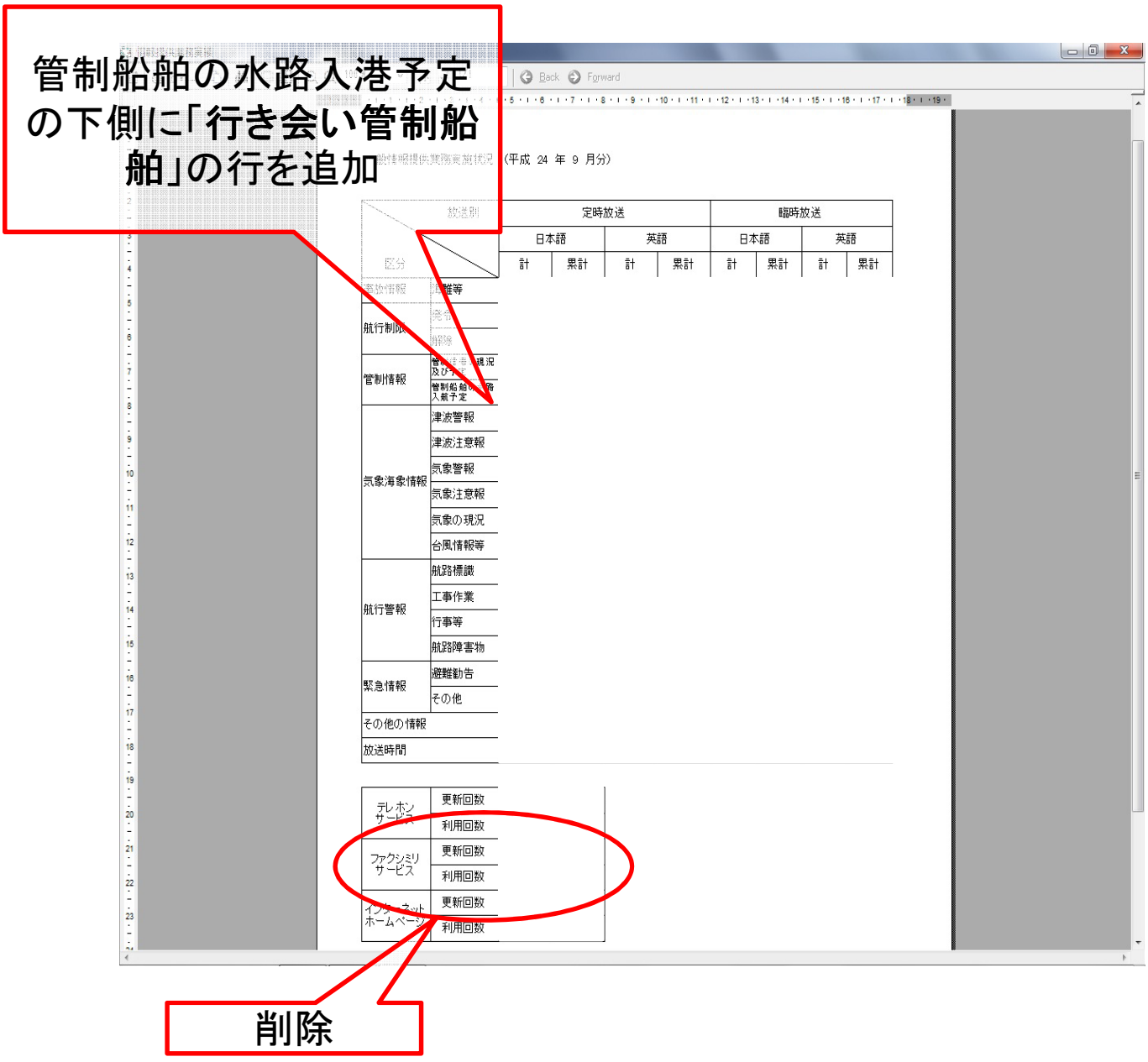

図7　情報提供業務実績印刷プレビュー画面

管制情報入航予定船の右側に「管制情報行き会い管制船舶」を追加

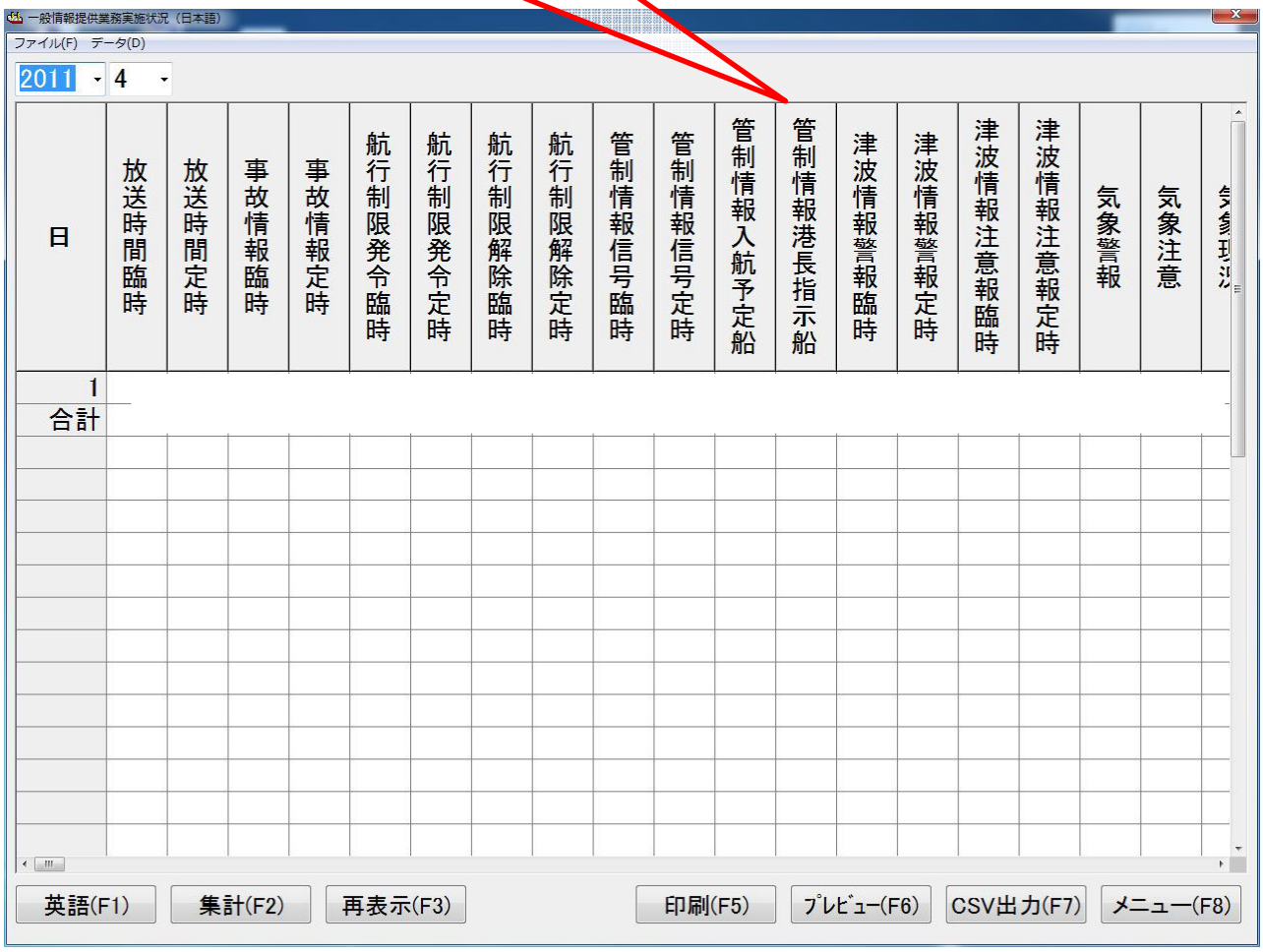

図8　一般情報提供業務実施状況（日本語）画面

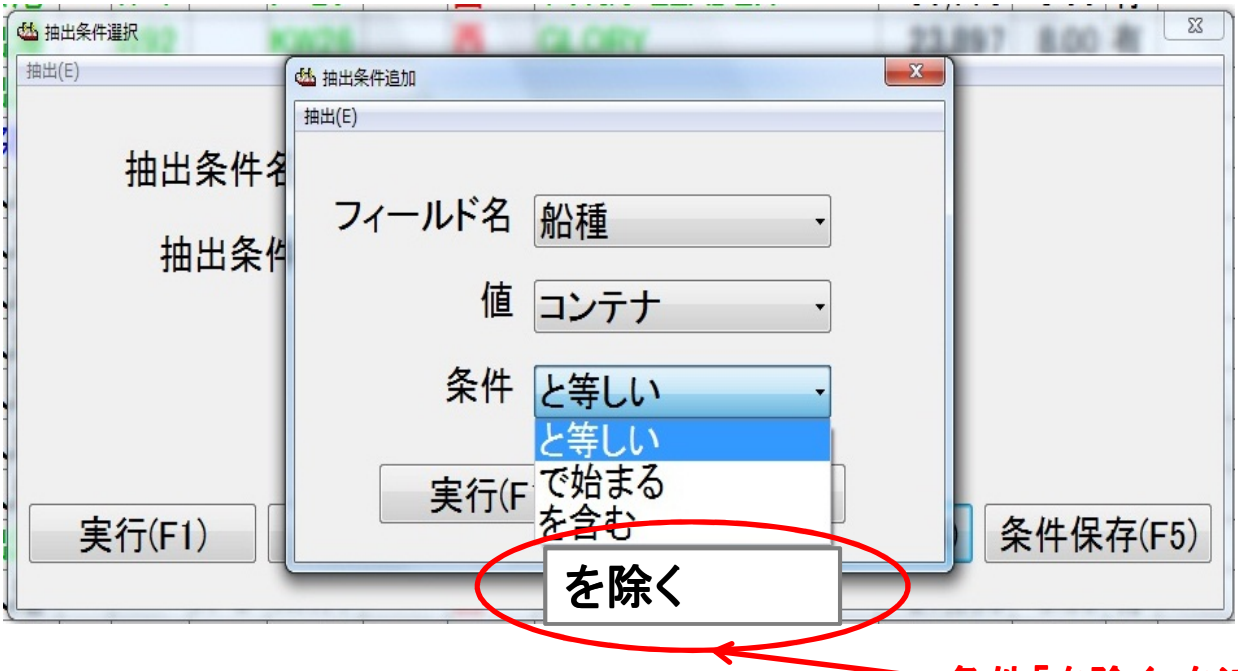

図９　抽出条件選択画面（1）

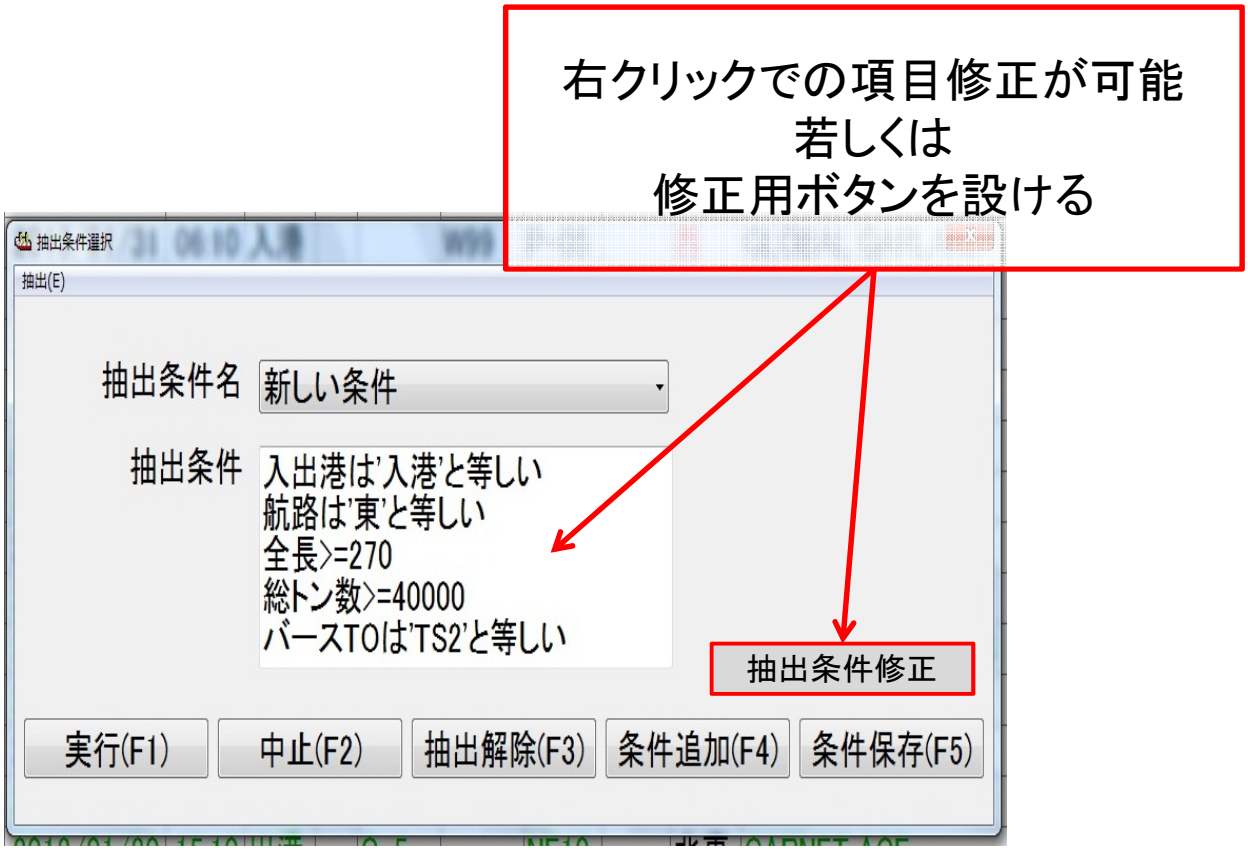

図１０　抽出条件選択画面（2）

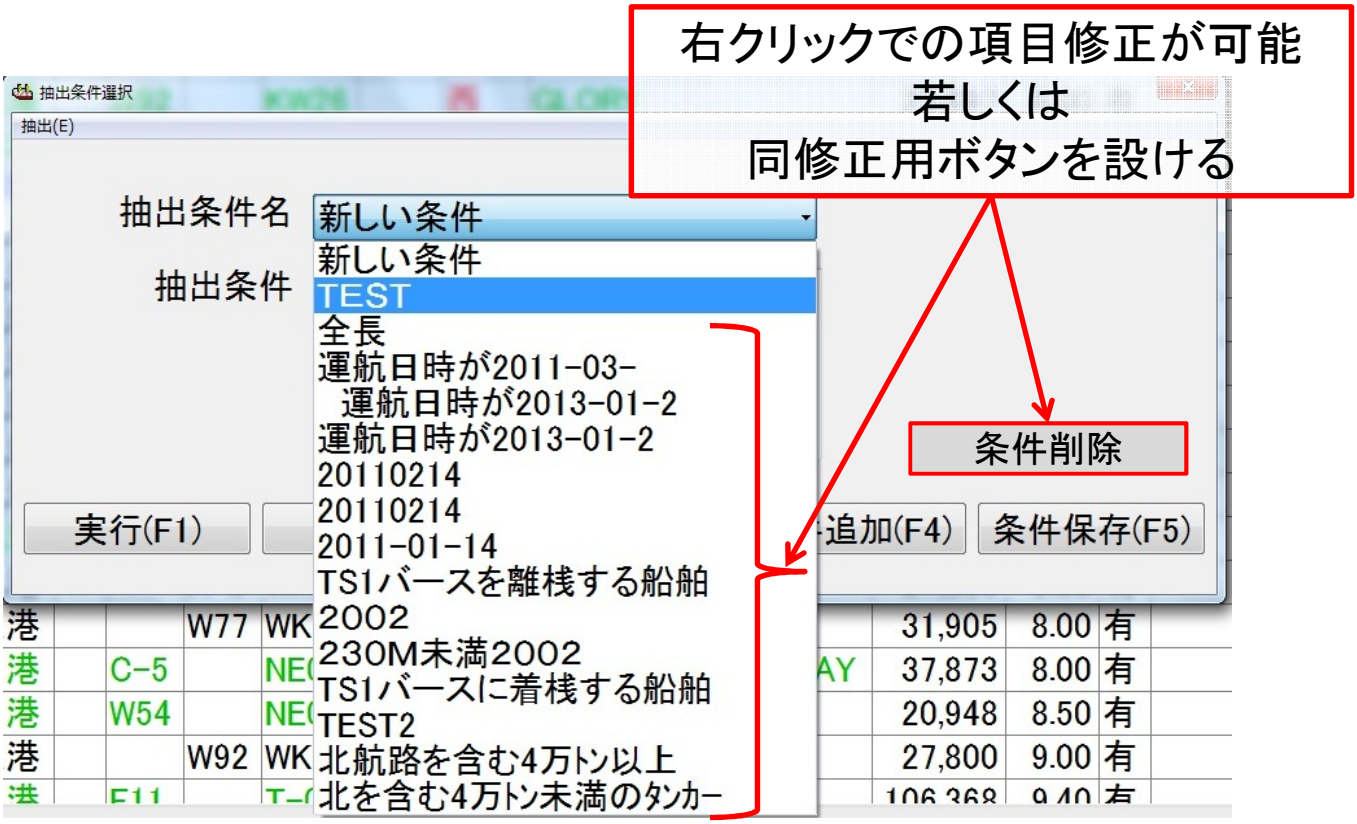

図11　抽出条件選択画面(3)